

「各務原市制施行 60 周年ロゴマーク」使用時のルール

ロゴマークを印刷物やウェブサイトなどで使用する際は、下記にご注意ください。

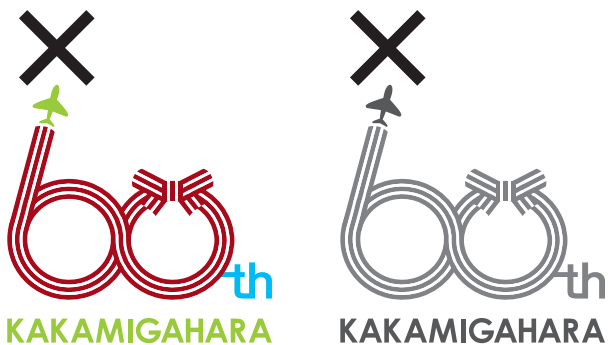
①縦横比を変えないこと



②シンボルマーク・ロゴタイプのみで使用しないこと



③色を変えないこと※¹



④要素を追加しないこと



⑤回転・反転しないこと



⑥写真・柄の上に配置しないこと※²



※¹ 印刷色数などの都合により、規定の色で印刷ができない場合などは、企画政策課にご相談ください

※² 空や雲など、ほぼ単色に近い写真・イラストであれば配置できます。判断が難しい場合は企画政策課にご相談ください